

政府保証第4回日本政策金融公庫債券
発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証第4回日本政策金融公庫債券
2. 債券の総額 金500億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。
4. 各債券の金額 1000万円
5. 利 率 年0.8パーセント
6. 払込金額 額面100円につき金100円17銭
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成27年9月11日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、平成22年1月28日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月28日及び7月28日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 払込期日の翌日から平成22年1月28日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額500億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担 保 本債券の債権者は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申 込 期 日 平成21年8月26日
13. 割 当 方 法 応募超過の場合は、本債券の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜割当額を定める。
14. 払 込 期 日 平成21年9月11日
15. 社 債 管 理 者 株式会社みずほコーポレート銀行
社債管理者は、本債券に関し振替機関の業務規程の定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。
16. 引受並びに募集の取扱者
みずほ証券株式会社(代表)
大和証券エスエムビーシー株式会社(代表)
野村証券株式会社(代表)
三菱UFJ証券株式会社(代表)
17. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構